

英國の国家予算と地方団体

—その構造と編成過程、1996年度予算案の概要—

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 128 (December 25, 1996)

はじめに

第1章 予算の構造と編成過程

第2章 1996年度予算案

第3章 経済予測と中期財政戦略の概要

第4章 夏期経済予測

結論

財団法人自治体国際化協会

(ロンドン事務所)

目 次

はじめに	-----	1
第1章 予算の構造と編成過程	-----	3
第1節 予算演説	-----	3
第2節 予算の構造	-----	3
(1) 統合国庫資金と国庫貸付資金	-----	3
(2) 公共部門収支	-----	4
(3) 公共支出計画	-----	5
(4) コントロールトータル、一般政府歳出(X)、一般政府歳出	-----	6
(5) コントロールトータルとサプライ・エスティメイト	-----	7
(6) 公共支出計画と地方政府支出との関係	-----	9
(ア) SSA(標準支出査定額)の決定過程	-----	9
(イ) 公共支出に占める地方政府支出のフレーム	-----	10
第3節 予算編成過程	-----	13
(1) 公共支出計画の作成—予算演説まで	-----	13
(2) サプライ・エスティメイトの作成	-----	14
(ア) サプライ・エスティメイトの編成	-----	14
(イ) 地方団体への通知	-----	17
(ウ) 予算審議	-----	17
(エ) 補正予算案	-----	17
(3) 夏期経済予測	-----	17
第2章 予算案の概要	-----	18
第1節 1996年度予算の目標	-----	18
(1) 財政計画	-----	18
(2) 公共支出計画	-----	20
(3) 税制改正	-----	20
(4) 民間活力の導入	-----	21
第2節 財政計画	-----	21
(1) 公共部門所要借入額	-----	21
(2) 一般政府歳入	-----	23
(3) 一般政府歳出	-----	24
第3節 公共支出	-----	29
(1) コントロールトータル	-----	29
(2) 一般政府歳出(X)	-----	31

(3) 資本支出	-----	32
(4) 民間活力導入施策 (Private Finance Initiative)	-----	33
Private Finance Initiative (PFI) 民間活力導入施策について		
(ア) 背景	-----	34
(イ) PFIの目的、特徴	-----	34
(ウ) PFI推進のための規制緩和	-----	34
(エ) PFIの進捗状況及び事例	-----	35
中央政府	-----	35
地方政府	-----	36
(5) 各省予算の詳細	-----	38
(6) 地方団体一標準支出総額 (Total Standard Spending)	-----	39
 第3章 経済予測と中期財政戦略の概要		41
第1節 経済予測	-----	41
第2節 中期財政戦略	-----	42
 第4章 夏期経済予測（サマーレビュー）		46
第1節 夏期経済予測の意義	-----	46
第2節 1996年度夏期経済予測の概要	-----	46
(1) 経済予測	-----	46
(2) 財政計画	-----	47
(ア) 公共部門所要借入額 (PSBR)	-----	47
(イ) 歳入	-----	47
(ウ) 歳出	-----	48
(エ) 予算演説時推計値との対比	-----	49
(オ) 公共部門収支勘定	-----	50
参考文献	-----	51

(掲載図表一覧)

- 表1 会計の構造（5頁）
- 表2 一般政府歳出とコントロールトータル（7頁）
- 表3 コントロールトータルとサプライエスティメイト（8頁）
- 表4 コントロールトータルとサプライエスティメイトの関係（9頁）
- 表5 サプライ・エスティメイト総括表（15頁）
- 表6 サプライ・エスティメイト—地方政府と都市計画（イングランド）（16頁）
- 表7 財政計画（国内総生産に占める割合）（20頁）
- 表8 公共部門借入所要額（P S B R）（22頁）
- 表9 一般政府歳入（23頁）
- 表10 一般政府歳出（25頁）
- 表11 公共部門財政収支（事項別詳細）（26頁）
- 表12-1 中央政府財政収支（28頁）
- 表12-2 地方政府財政収支（28頁）
- 表13 コントロールトータル（29頁）
- 表14 コントロールトータル、GGE(X)、GGE（31頁）
- 表15 公共部門資本支出の推移及び計画（32頁）
- 表16 PFIによる資本支出推計額（33頁）
- 表17 1996年度予算案（37頁）
- 表18 地方団体支出（40頁）
- 表19 公共部門所要借入額（48頁）
- 表20 一般政府歳入（48頁）
- 表21 一般政府歳出（49頁）
- 表22 公共部門収支勘定（50頁）
- 図1 歳出、歳入、公共部門借入所要額の推移（19頁）
- 図2 公共部門借入所要額と財政赤字（GDPに占める割合）（22頁）
- 図3 GDPに占める税、社会保険料（24頁）
- 図4 一般政府歳出（GDPに占める割合）（25頁）
- 図5 実質ベースによるコントロールトータルの変化（30頁）
- 図6 実質ベースによるコントロールトータル（各予算演説時数値との比較）（30頁）
- 図7 GDPに対するM0の割合（44頁）
- 図8 GDPに対するM4の割合（44頁）

はじめに

英国については、「英國病」という言葉のイメージがいまだに強い。しかし、実際のところは、欧州の中でも、堅調な経済成長率を維持し、最近は、物価も非常に安定して、失業率も低下傾向にある。これは、国家による経済の舵取りの成功を物語っており、その財政も中期的には赤字財政を脱却する見通しである。

一方で、地方財政は、国家財政の強い統制下に置かれている。これは地方団体の幹部から度々耳にしたことであるが、確かに、国家からの財源移転の割合は、地方の全歳入の85%にも達しており、また、国による歳出抑制（Capping）や資本支出抑制などの統制を強く受けている。

英国の国家予算について1995年度の編成過程を紹介すると、以下のとおりである。

1995年11月28日、1996年度の英国国家予算が発表され、ケネス・クラーク大蔵大臣による予算演説が行われた。5月の統一地方選挙での保守党の大敗、国政での革新議席の伯仲などから、この予算は、総選挙前の態勢立て直しを図るものと考えられていたが、内外の厳しい情勢を反映して、保守党右派からは、期待したほどの減税が盛り込まれていないなどの批判を受けるものとなった。一方、サッチャー政権以来、歴代の大蔵大臣は、公共支出の削減を予算編成の目標としてきていたが、年が明けて、クラーク蔵相自身が「公共支出を（国民所得の）40%以下に削減することは、英国にとって現実的ではない」（Financial Times 1996年1月31日）と振り戻しを図った。

その後、付加価値税の歳入欠損など、国家予算に関わる様々な論議が展開されて、1996年7月に、95年11月の予算演説の数値に対する補正が行われた。

この補正に前後して、1997年度予算案の発表（1996年11月予定）に向けて、第1回の閣僚会議も開催され、1996年度予算編成作業はちょうどそのサイクルが一巡したところである。

このレポートでは、国家予算の仕組と編成の仕方を概説することにより、英国の国家予算の特徴をとらえること、国家予算のそれぞれの数値がいかに地方財政の予算と連関しているかを解明し、国家財政と地方財政の関係を明かにすることを目的としている。

第1章では、どのように公共支出の目標値を定め、その目標値により他の公共支出の変数が決められていくか、そして、これら変数により地方団体の予算がどのように決められ

ていくかを扱っている。第2章では、第1章の理解を基に実際の国家予算の内容を解説している。第3章では、第2章で解説した国家予算の策定の基礎となった経済予測数値について概略をまとめている。最後に第4章で、1996年7月に行われた夏期経済予測の解説を行った。このレポートは、1996年7月までのデータを基に、ほぼ1年間にわたる国家予算と地方財政の動向を解説している。

このレポートは、ロンドン事務所所長補佐 稲沢克祐（群馬県）が執筆したが、その際、在連合王国大使館一等書記官 中井徳太郎氏に、貴重な資料提供や助言を頂いた。

第1章 予算の構造と編成過程

第1節 予算演説

英国では、1993年度予算（注）までは、中期的な支出見通しをまとめた公共支出計画を中心とした秋期財政経済報告（11月）と、税制改正等の歳入面を含めた新年度予算の発表を中心と予算演説（3月）とに分けて発表されてきた。しかし、歳出と歳入の基礎となる公共支出計画と税制改正とが同時に示されないことから、その間に見積りの差異が発生する等の問題点が指摘されていた。

このため、1994年度予算からは、税制改正等の発表を繰り上げることにより、毎年末（1994年は、11月29日、1995年は、11月28日）の予算演説において一本化して発表されることとなった。

予算演説においては、マクロ経済政策の基本的な枠組みを示す中期財政金融戦略、経済見通し、税制改正案、公共支出計画、及び財政収支が一体的に発表されており、政府の政策運営の基本方針を明確にしている。

（注） 英国の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2節 予算の構造

（1） 統合国庫資金と国庫貸付資金

英国の財政制度は、わが国的一般会計に相当する統合国庫資金会計（Consolidated Fund Account）と、財政投融資に相当する国庫貸付資金会計（National Loans Fund Account）を中心に構成されている。

統合国庫資金会計の歳出は、既定費と議定費(voted)とに分けられている。このうち、既定費は、法律に基づきその支出を恒久的に授権された経費である。これに対し、議定費は、議会の審議を経て成立する単年度の議定費歳出予算法に基づいて支出される経費である。

国庫貸付資金会計は、一般会計部門と投融資的会計部門を分離するために1968年国庫貸付法に基づいて創設されたものである。収益性のないものは統合国庫資金会計の支出とし、政府による貸付を国家貸付資金会計と区分した。すなわち、政府の融資を他の支出と分離して明確に表示することにしたのである。ただし、国家貸付資金会計による融

資は償還確実性のあるものに限られており、調達コスト割れの融資は統合国庫資金会計が担当する。収入項目は、公債金収入、統合国庫資金会計の国債費繰入、貸付金利子等であり、支出項目は、地方公共団体・国有企業等への貸付、国債費、統合国庫資金会計の赤字補填等である。

統合国庫資金会計の収支戻はすべて国家貸付資金会計に持ち込まれることになっており、この結果、統合国庫資金会計の収支は日々均衡することになる。具体的には、統合国庫資金会計の収支が支出超過の場合は、国家貸付資金会計から統合国庫資金会計に不足資金が補填され、統合国庫資金会計の収支が収入超過の場合は、統合国庫資金会計から国家貸付資金会計に剩余金が繰り入れられることになっている。

(2) 公共部門収支

中央政府の財政状態は、統合国庫資金会計、国庫貸付資金会計に加え、国民年金基金などの収支から説明される。しかし、1960年代に公共支出調査制度が導入されてからは、中央政府の収支に地方団体をも加えた（1990年4月1日から1993年3月31日を除く）一般政府部门と公企業の外部調達資金をも加えた公共部門全体の収支の方がより重要視されている。すなわち、統合国庫貸付資金会計、国庫貸付資金会計の収支に国民年金基金等その他の基金の収支を加えた中央政府全体の収支に、地方公共団体収支と公企業の外部資金調達を合計した公共部門全体の収支が、経済政策運営上重要な指標とされているのである（いわゆる「公共部門所要借入額（P S B R ; Public Sector Borrowing Requirement）」=公共部門の赤字、「公共部門債務返済額（P S D R ; Public Sector Debt Repayment）」=公共部門の黒字）。

すなわち、

$$\begin{aligned} & \text{統合国庫資金会計収支} \\ & + \\ & \text{国庫貸付資金会計収支} \\ & + \\ & \text{国民年金基金等その他収支} \\ & = \\ & \text{公共部門所要借入額（P S B R）又は公共部門債務返済額（P S D R）} \end{aligned}$$

以上の計算過程を示すと表1のようになる。

表1 会計の構造

単位：百万ポンド

	1992/93	1993/94	1994/95
統合国庫資金会計歳入(1)	173,044	170,061	191,275
同 会計歳出(2)	208,253	226,553	233,089
統合国庫資金収支尻(3)=(1)-(2) 注1	▲35,213	▲56,494	▲41,817
国庫貸付資金収入(4)	17,193	19,260	21,564
同 支出(5)	10,407	18,973	20,589
国庫貸付資金収支尻(6)=(4)-(5)	6,786	287	975
その他基金収支尻(7)	▲7,889	7,258	2,497
中央政府収支尻(8)=(3)+(6)+(7)	▲36,315	▲48,950	▲38,346
地方政府収支尻(9)	5,735	2,781	964
中央から地方への財源移転(10) 注2	7,267	655	392
一般政府収支尻(11)=(8)-(9)-(10)	▲37,847	▲46,824	▲37,774
公営企業収支尻(12)	380	▲99	1,416
中央から公営企業への財源移転(13) 注3	▲1,185	▲1,504	▲458
公共部門収支尻(PSBR,PSDR) (14)=(11)+(12)-(13)	▲36,282	▲45,419	▲35,899
民営化による収益を除く公共部門収支尻(15)	▲44,466	▲50,849	▲42,332

(出典：Financial Statistics April 1996 HMSO)

注1 計算上の調整をしているため、数値は一致しない。

注2 マイナス（▲）の場合は、地方団体から中央政府への財源移転を表す。

注3 マイナス（▲）の場合は、公営企業から中央政府への財源移転を表す。

(3) 公共支出計画

公共支出計画は、3年間の公共支出を各省庁別にまとめたものである。これ自体は、議会の承認を必要とするものではないが、予算発表後の2週間にわたる予算議会の最後に、採決を得ている。93年度予算から、それまでの公共支出計画決定方式が大きく変更され、公共支出計画が以前にも増して、重要な政府計画となっている。その変更とは、公共支出計画策定プロセス（公共支出サーベイ）の最初に、公共支出の総額のシーリングについて閣議決定するという方式の採用である。具体的には、コントロールトータルという概念を導入して、これを管理していくこととした。

(4) コントロールトータル、一般政府歳出(X)、一般政府歳出

公共支出計画では、上記のコントロールトータル、一般政府歳出(X) (G G E(X)) 、一般政府歳出 (G G E) の3つの数値が重要である。

① コントロールトータル

コントロールトータルとは、景気循環的な要因等による公共支出額の振れを排除したものであり、具体的には、中央政府歳出額、地方政府歳出額、国有企業資金所要額の合計である一般政府歳出から景気循環的な社会保障支出や中央政府利払費及び民営化収入等を除いたものとなっている。政府の政策により、総額のコントロールができる数値であり、中央政府による地方政府に対する補助金の総額を決定する重要な数値である。1993年度予算から政府は、予算編成においてコントロールトータルの対前年度実質伸び率を1.5%以内に抑えることを目標としている。

なお、景気循環的社会保障支出とは、失業者手当と労働力人口に対する所得保障額である。

② 一般政府歳出(X) (G G E(X))

上記のコントロールトータルに景気循環的社会保障支出と中央政府利払費を加えたものが一般政府歳出(X) (G G E(X)、General Government Expenditure(X)、と呼ばれている。)であり、景気の影響を受ける支出を含み、かつ、民営化収入、宝くじ収入による事業費、利子配当を含まない、一般政府歳出額の総額である。GDP対比で政府が公共支出額の目標値を設定する際に、政府歳出額とされる重要な数値である。

③ 一般政府歳出 (G G E)

一般政府歳出(X)から、民営化収入、宝くじ収入、利子配当の充当されている事業費を控除した、一般政府歳出額の純計である。

この3つの数値の関係は、以下のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{GGE (一般政府歳出合計)} &- \text{民営化収入} - \text{宝くじ収入充当事業費} - \text{利子配当} \\ &= \text{GGE(X)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{GGE (X)} &- \text{景気循環的社会保障支出} - \text{中央政府利払費} \\ &= \text{コントロールトータル} \end{aligned}$$

以上の数値の関連について、1994年度決算値から1997年度計画値を示したのが表2である。

表2 一般政府歳出とコントロールトータル

(単位：百万ポンド)

	決算値 1994/95	推計値 1995/96	推計値 1996/97	計画値 1997/98
コントロールトータル	248,452	255,900	260,200	268,200
景気循環的社会保障支出	14,242	14,500	13,900	14,200
中央政府利払費	17,548	20,500	22,400	24,000
計算上の補正	9,499	8,700	9,600	9,100
G G E (X)	289,740	299,600	306,100	315,500
民営化収入	-6,820	-2,500	-4,000	-2,500
その他補正	5,065	5,500	6,200	6,000
G G E	287,985	302,600	308,300	319,000

(出典：Public Expenditure Statistical Analyses 1996-97)

注：1996/97及び1997/98の民営化収入及びその他補正は、1億ポンド未満を四捨五入している。

(5) コントロールトータルとサプライ・エスティメイト

サプライ・エスティメイトとは、本節（1）で述べた議定費を指す。3年間の公共支出計画のうち、直近の1年分の支出につき、議会の承認により歳出権を付与する必要のあるものだけが、サプライ・エスティメイトとして3月に議会に提出される。コントロールトータルの約3分の2がサプライ・エスティメイトに含まれている。中央政府歳出の約70%がサプライ・エスティメイトであり、残りの30%は、国民保険基金に対する拠出金等となっている。地方団体に対する中央政府援助の約90%がサプライ・エスティメイトであり、残りの10%が起債許可額である。

コントロールトータルとサプライ・エスティメイトの数値間の関連を示したのが、以下の表3である。

表3 コントロールトータルとサプライ・エスティメイト

単位：百万ポンド

	1992/93	1993/94	1994/95	1995/96	1996/97	1997/98
中央政府歳出	111,198	117,034	122,597	126,288	127,700	129,850
中央政府による地方団体に対する援助	53,617	55,880	57,426	58,423	58,972	59,000
国有企业資金所要額	3,291	3,318	1,874	1,633	1,129	773
コントロールトータル合計 (サプライエスティメイト内)	168,106	176,232	181,897	186,345	187,801	189,600
中央政府歳出	47,004	51,486	51,500	55,455	56,467	58,300
中央政府による地方団体に対する援助	5,646	3,949	3,836	3,556	3,088	2,967
地方団体自主財源充当事業費	9,863	8,926	12,097	12,800	12,500	13,000
国有企业資金所要額	1,087	287	-879	-1,600	-1,800	-600
コントロールトータル合計 (サプライエスティメイト外)	63,599	64,648	66,554	70,200	70,300	73,600
予備費					2,100	5,000
欠損引当金				-600		
コントロールトータル合計	231,705	240,880	248,452	255,900	260,200	268,200

(出典：Public Expenditure Statistical Analyses 1996-97)

注1 中央政府歳出額には、景気循環的の社会保障支出は含まれていない。

注2 1992/3～1994/5は決算値、1995/6は推定決算値、1996/7及び1997/8は計画値。

コントロールトータルとサプライ・エスティメイトを比較すると表4のとおりである。

表4 コントロールトータルとサプライ・エスティメイトとの関係

(単位：10億ポンド)

コントロールトータル サプライエスティメイト

区分	項目	金額	金額	項目	区分
その他の財源	国民保険基金 地方団体自主財源充当事業費 起債許可額 その他*(1) 予備費	42 13 3 13 2			
共通	中央政府歳出 中央政府による地方団体に対する援助 国有企業資金所要額	128 59 1	128 59 1	中央政府歳出 中央政府による地方団体に対する援助 国有企業資金所要額	共通
				12 景気循環的の社会保障支出 11 その他議定費*(2)	その他
	合計	260.2	210.7	合計	

(数値は、Supply Estimates 1996-97, Main Estimates による)

*(1) 北アイルランド省費、純資本支出、公営企業の借入金等

*(2) 国民保険基金に対する援助、北アイルランドへの財源移転、BBCに対する支払いなど。

コントロールトータル内にありながら、起債許可額との重複計算を避けるため、コントロールトータルの計算から除外してある補助金を含む。

(6) 公共支出計画と地方政府支出との関係

(ア) SSA(標準支出査定額)の決定過程

地方政府の支出は、公共支出の一部として、コントロールトータルに含まれ、中央政府による統制を受ける。このことは前述のとおりであるが、その統制の仕組は、以下のとおりである。

大蔵大臣は、1994年11月の予算演説で、1997年度までのコントロールトータルの毎年の伸び率を0.25%以内に抑えるとしたが、この伸び率は、地方政府の標準支出総額(Gross Total Standard Spending, Gross TSS)の伸び率を決定する。Gross TSSは、

中央政府が望ましいと考える地方政府の経常支出額であるが、これには、住宅会計以外の支出が全て含まれている。このGross TSSから政府特別補助金を控除したものが、地方政府への地方交付金（Revenue Support Grant, RSG）の配分と歳出抑制（capping）の際の基準となる標準支出額（Standard Spending Assessment）である。このように、11月の予算演説は、地方政府にとって、5ヵ月後の4月の地方政府予算に対するパラメーターとなるのである。

（イ） 公共支出に占める地方政府支出のフレーム

次に、予算演説の中の各予算係数がどのように連関し、地方政府支出が公共支出の中で、どのように決定されるか、みていこう。

まず、政府は、地方政府支出が含まれるコントロールトータルの伸び率を決定し、抑制する。コントロールトータルの総額を決定する時、同時に、中央政府から地方政府に対する補助金の総額及び地方政府の標準支出総額を決定する。すなわち、地方政府支出、中央政府補助金、標準支出総額（Gross TSS）の伸び率は、コントロールトータルの伸び率に連動している。

地方政府支出は、政府補助金額、資本支出額、地方団体自主財源額の合計（詳しくは40頁表18参照）に等しい。このうち、政府補助金額は、地方交付金（語注1参照）、ノンドメスティックレイト（語注2参照）と特別補助金（使途特定国庫補助金）の合計額であり、上述のようにコントロールトータルの総額決定の時に決定する。

語注：1 地方交付金；Revenue Support Grant。ほぼ日本の普通交付税に相当する。

2 ノンドメスティックレイト；Non Domestic Rate

非居住用資産レイト。国税として徴収（徴収するのは、地方団体）された後、人口数に応じて、地方団体に配分される。

標準支出総額（Gross TSS）から政府補助金を差し引いた額がCTS（Council Tax for Standard Spending）であるが、CTSとは、地方政府が標準支出額のとおり支出した場合の地方政府のカウンシルタックス（英国唯一の地方税）収入額であり、CTSを全国の標準資産数で割ったものが標準カウンシルタックス額となる。政府は、この標準カウンシルタックス額が急激に上昇しないよう、地方交付金、ノンドメスティックレイトの額を決定する。

上述の説明を計算式で表示すると、以下のとおりである。

・コントロールトータル = 中央政府支出+公企業支出+地方政府支出

↑
総額で伸び率抑制

・地方団体支出 = A E F + A E F 外政府補助金+資本支出

+ 地方団体自主財源充当事業費

A E F (Aggregated External Finance) 外部補助金。構成は次のとおり。

・A E F = 地方交付金+ノンドメスティックレイイト+一部特別補助金

↑ ↑ ↑
政府が決定 政府が決定 政府が決定

・Net TSS = 地方交付金+ノンドメスティックレイイト+CTSS

↑
コントロールトータルの伸び率に連動

・CTSS (Council Tax for Standard Spending)

: 標準支出額のとおり支出した場合の地方政府のカウンシルタックス収入額

・SSA = Gross TSS - 一部の特別補助金

↑
コントロールトータルの伸び率に連動

次に、上述の各予算係数の連関に従って、1996年度に公共支出に占める地方政府支出のフレームを示すと以下のとおりとなる。

1. コントロールトータル → 地方交付金 (単位: 百万ポンド)

コントロールトータル 260,200

内訳: 中央政府支出	184,000	A E F	43,560	→ A E F	43,560
対公企業支出	-671	A E F 外	13,500	地方交付金	18,001
地方団体支出	74,500	資本支出	4,940	NNDR	12,736
	→ 地方団体支出 74,500	自主財源	12,500	特別補助金	12,823
		充当支出			

2. 地方交付金 → CTSS

コントロールトータルの総額の決定と同時に地方交付金とノンドメスティックレイトの総額、標準支出額総額とが決定すると、標準支出額総額から地方交付金、ノンドメスティックレイトを控除した額がCTSSとして決定する。CTSSを英国全体の標準規模資産の数で割ったものが、標準カウンシルタックス額となる。

(単位：百万ポンド)

標準支出査定額合計	40,157
—	—
地方交付金	18,001
—	—
ノンドメスティックレイト	12,736
=	=
CTSS	9,420
÷	÷
標準規模資産数(百万戸)	16,557
=	=
標準カウンシルタックス額	£ 569

上記の計算式に従うと、地方交付金の額を政府が1億ポンド増減すると、標準カウンシルタックスの額が、6ポンド増減することになる。

3. 標準カウンシルタックス額 → 各地方団体の地方交付金配分額の決定

各地方団体の地方交付金の配分額は、各地方団体の標準支出額からノンドメスティック配分額とカウンシルタックス収入理論値（注）を控除した額である。

注：カウンシルタックス収入理論値

標準カウンシルタックス額 (£ 569) × 各地方団体標準資産数。

中央政府が適当と考える歳出額予算（標準支出額）を組んだ場合の地方税収入額である。

$$\begin{aligned} \text{地方交付金配分額} &= \text{標準支出査定額} - \text{ノンドメスティックレイト配分額} \\ &\quad - (\text{標準カウンシルタックス額} \times \text{資産数}) \end{aligned}$$

4. 各地方団体の地方交付金配分額 → 各地方団体の歳入予算の決定 (カウンシルタックスの決定過程)

地方団体は、歳出予算の編成と同時に、使用料・手数料、その他の特定財源の歳入額の推計を進めている。地方交付金、ノンドメスティックレイトの配分額が決定され、また、特定補助金の交付額が決まり、これらの通知を政府から受けると、カウンシルタックスをいくら徴収すればよいかが決定する。

各納税者のカウンシルタックス額の決定過程は、概ね以下のとおりである。

$$\text{カウンシルタックス額（標準資産当たり）} = \frac{\text{カウンシルタックス徴収必要額総額}}{\text{標準課税資産数}}$$

歳出予算額と標準資産当たりのカウンシルタックス額について、議会の承認を得たところで各地方団体の予算が決定し、各納税者あてに、納税通知書が送付される。

$$\begin{aligned}\text{歳入予算総額} &= \text{地方交付金配分額} + \text{ノンドメスティックレイト配分額} \\ &+ \text{特定補助金} \\ &+ \text{使用料・手数料} \\ &+ \text{その他の特定財源*} \\ &+ \text{カウンシルタックス徴収必要額総額}\end{aligned}$$

*貸付金利子収入、基金からの繰入、寄付金など

第3節 予算編成過程

(1) 公共支出計画の作成--予算演説まで

11月末に行われる大蔵大臣の予算演説の中心をなす公共支出計画は、概略次のような過程で策定される（公共支出サーベイ）。

まず、5月末までに各要求省庁の大蔵大臣に対し、ポジション・ペーパーと呼ばれる予算要求書が提出される。

次に、6月末ないし7月初めの新年度の公共支出サーベイ開始が宣言され、コントロールトータルのシーリングが決定される。

以上を受けて、閣僚による集団会議である公共支出閣僚会議（Ministerial Committee on Public Expenditure　注1）に対して、秋中にシーリング範囲内の公共支出計画案を作成することが命じられる。コントロールトータル導入以前（1992年度まで）は、大蔵首席国務大臣（大蔵省には3人の閣僚大臣がいるが、そのうち大蔵大臣に継ぐ大臣をいう）と各省大臣が1対1で予算折衝を行っていたが、コントロールトータルを導入した1993年度以降は、一部の閣僚による集団会議で行われるようになった。この閣僚会議で、コントロールトータルの上限が設定されてしまうため、要求各省は、大蔵省が提示するいくつかの各省予算総額の案について検討を重ねる際に、他の省庁と常に利害が反する関係に置かれることになり、対大蔵省だけでなく、他の省庁とも議論が戦わされることになる（注2）。このようにして、11月末の予算演説に向けて最終案がつめられていくのである。

注1 公共支出閣僚会議

一般に「EDX」と呼び習わされており、"Economic and Domestic eXpenditure" の略である。

全ての閣僚が構成員と成っている訳ではない。大蔵大臣を議長とし、現在の構成員は、次のとおりである。

大蔵大臣（Chancellor of the Exchequer）

副首相（Deputy Prime Minister）

内務大臣（Home Secretary）

通商産業大臣（President of Board of Trade）

枢密院議長（The Lord President of the Council）

大蔵首席国務大臣（The Chief Secretary to the Treasury）

国璽尚書（The Lord Privy Seal）

7月の夏期経済予測の発表に前後して、11月の予算演説に向けての活動を開始するのが例で、1996年の夏期経済予測は7月16日で、第1回EDXミーティングは7月18日であった。

注2 The Economist (July 20th - 26th 1996)

（2）サプライ・エスティメイトの作成

（ア）サプライ・エスティメイトの編成（予算演説から3月議会まで）

各省庁は、予算に示された予算額に基づいて、予算審議の対象となるサプライ・エスティメイトの編成に取りかかる。

表5は、1996年3月26日に提出されたサプライ・エスティメイトの総括表であり、表6は、地方団体の予算に大きな影響を持つ環境省（Department of Environment）のサプライ・エスティメイトの一部を示す。（いずれも、"Supply Estimates 1996-97 Main Estimates. HMSO から抜粋）

表5 サプライ・エスティメイト総括表

(単位：10億ポンド)

クラス	要 求 省 庁 名	コントロール トータル内 歳出	その他の 歳出	合 計
1	国防省	21.4	1.1	22.5
2	外務連邦省	2.8	0.1	2.9
3	農漁食糧省及び調停委員会	0.1	0.7	0.8
4	通商産業省	3.0	0.2	3.3
5	運輸省	5.0	0.4	5.4
6	環境省	38.8	1.0	39.8
7	内務省及びチャリティ委員会	6.4		6.4
8	大法官及び法官省	2.6		2.6
9	教育雇用省	13.9	1.4	15.3
10	ナショナル・ヘリティジ	0.9	2.0	2.9
11	保健省	33.7	-2.5	31.2
12	社会保障省	33.5	15.2	48.7
13	スコットランド省及び林業委員会	13.7	-0.3	13.4
14	ウエールズ省	6.5	-0.3	6.1
15	北アイルランド省	0.6	2.7	3.3
16	大蔵省	3.1		3.1
17	内閣官房、行政省等	0.6	1.3	1.9
18	内閣官房（その他）、枢密院、国会等	1.1		1.1
	合 計	187.8	22.9	210.7

表6 サプライ・エスティメイト—地方政府と都市計画（イングランド）

第1部

£ 31,631,167,000

上記は、1997年3月31日に終了する年に環境省歳出のうち、次の項目の支出に必要な額である。

地方交付金、ノンドメスティックレイト再配分額（イングランド）、特殊機関及び地方行政委員会（イングランド）への支払い、資産評価庁の資産評価業務に対する支払い、評価裁定委員会の諸費用、地方政府委員会への補助、コミュニティ・チャージ補助金の残額支払い、カウンシル・タックス暫定減額制度に対する支払い、レイト割引補助金、1995/96年度及びその前年のノンドメスティックレイトの地方団体とその他機関の過払いに対する戻し、地方政府による鉱物調査及び都市計画調査（地方政府経営委員会に対する支出を含む）

環境省（クラス6）第6議案にかかる予算額は次のとおりである。

純	計	£ 31,631,167,000
大蔵省配分使途特定金		£ 13,801,564,000
差額（一般会計から）		£ 17,829,603,000

第2部

事項別明細

単位：1,000ポンド

	直 接	經 費		補助金	財源移転						
	ランニング コスト	その他 経常支出	資本支出	経常支出	資本支出	総 計	中央政府会 計間重複	純 計	95/96純計	94/95純計	
中央政府 直接経費											
直接支出											
資産評価		138153	461		100	138714	80	138634	149976	162738	
地方団体 再編費用		2209	50			2259		2259	3964	7939	
地方政府 調査研究		690		47		737		737	587	328	
都市計画 鉱物調査		4332				4332	65	4267	3167	2689	
地方政府 への補助											
地方交付金 (RSG)				18246270		18246270		18246270	18575416	18776658	
NNDR				12736000		12736000		12736000	11354000	10685000	
地方税漸次 削減補助金				3000		3000		3000	39825	128643	
その他 補助金									43208	43164	
その他支出 (CT外)											
NNDR 決算調整				500000		500000		500000	530000	614396	
合 計		145384	511	31485317	100	31631312	145	31631167	30700143	30421555	

(イ) 地方団体への通知

地方団体は、サプライ・エスティメイトの編成の過程で環境省が決定した地方交付金、ノンドメスティックレイト等の配分額の通知を受ける（1月末）。この配分額に基づいて、各地方団体は、地方税の算出に取りかかる。

(ウ) 予算審議（3月から7月まで）

公共支出計画については、11月末の予算演説から2週間にわたる審議を経て、予算案の概略について国会の採決を得る。

3月に公共支出計画を踏まえて予算法案が提出されるが、議決の対象となるのは議定費のみで、既定費（国債費の国家貸付資金会計繰入など、法律に基づきその支出を恒久的に授権された経費）は、議決の対象とならない。歳入面では、税制改正案が1本の歳入法案にまとめられ議会に提出される。歳入の見積りは付属資料として予算法案とともに議会へ提出されるが、歳入予算自体は議決の対象とはなっていない。

また、予算法案の審議については、下院の優越性が認められており、下院に先議権、否決権、減額修正権がある。これに対し、上院は否決権や修正権は認められておらず、下院から送付された後1か月以内に可決しなければならない。

(エ) 補正予算案

補正予算は、夏、冬、春の3回あり、国会審議は、夏季補正については、3月から7月に本予算審議と並行して行われ、冬季補正については11月から12月に、春季補正については2月から3月に審議される。

（3）夏期経済予測

予算演説時の経済予測、経済予測に基づく公共支出計画などについて、その後に生じた各種要因を基に修正し、翌年の7月に大蔵大臣が公表する。11月に行われる翌予算演説の布石ともなる発表であり、当該年度下期の投資行動などに影響を与える重要なものである。